



王塚装飾古墳館のマスコットキャラクター 古代くん

古代くん情報局

◆ 医療介護保険係

お知らせ

重度障害者医療を受給の方へ

重度障害者医療証の切替えが必要です！

現在、重度障害者医療を受給されている方の重度障害者医療証は、平成21年10月1日以降使用できません。受給対象となる方で、引き続き受給される場合は、切替え手続きが必要です。現在受給されている方には、別途、申請書等手続き案内を通知します。

また、新たに受給対象となる方については、随時申請を受付けていますので、詳しくはお問合せください。

切替期間（医療介護保険係6番窓口にて受付）

8月3日～8月31日（土日を除く）

8時30分～17時15分

（※但し、木曜日は19時まで受付）

持参するもの

◎ 国民健康保険・健康保険等の医療保険証

◎ 障がい程度を証明するもの（身体障害者手帳・療育手帳等）

◎ 印鑑

◎ 現在お持ちの重度障害者医療証

※このページは、掲載記事の内容上、視覚に障がいのある方に配慮して通常より大きめの文字を使用しています。

対象者の資格要件

◎ 桂川町に住所がある人

◎ 住所地特例の適用を受けている人（他の市町村にある障害者施設に入所して施設所在地に住所を変更した場合、変更前の住所地市町村の受給対象者となります）

◎ 3歳以上（小学校就学前の児童は乳幼児医療優先）

◎ 医療保険に加入（65歳以上は、後期高齢者医療制度被保険者）

◎ 生活保護を受けている人以外（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療支援給付を含む）

◎ 本人または扶養義務者の所得が一定の額を超えていない人

◎ 障がい程度要件

身体障がい者 身体障害者手帳1級・2級

知的障がい者 IQ 35以下

・療育手帳A

・国民年金法による障害基礎年金1級かつ傷病名が精神薄弱及び精神遅滞

・特別児童扶養手当による障がいの程度1級かつ傷病名が精神薄弱及び精神遅滞

重複障がい 身体障害者手帳3級かつIQ 50以下

精神障がい者 精神障害者保健福祉手帳1級

問合先

保険環境課 医療介護保険係

☎65・1097